

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
當日が休日は、
たる翌日)

鳥取県告示第六百七十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◆告示

保険医療機関等の指定(保険課)

保安林の指定(造林課)

保安林の指定の解除(〃)

保安林の指定予定(〃)

土地収用法による土地の立入り(管理課)

開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)

都市計画法第六十六条による告示(〃)

◆公安告示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◆地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等

◆公 告 猿銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県鳥取保健	鳥取市江津七三〇	平成二年七月十五日
入沢歯科医院	西伯郡西伯町大字阿賀字沢田一四八	"
中尾小児科医院	米子市西福原米川向新町通西二〇一	平成二年七月二十五日
入江医院	東伯郡東伯町大字下伊勢四三	平成二年七月二十八日
局 有 限 会 社 赤 山 薬	境港市松ヶ枝町三一	平成二年七月二十五日
谷口歯科医院	倉吉市昭和町一丁目二一	平成二年七月十六日
岡本歯科医院	倉吉市新九三一五	平成二年七月七日
医療法人中島整		平成二年七月一日

井外科医院	米子市奥谷一 一五七
池渕医院	境港市栄町八八
尾崎医院	八頭郡八東町大字才代二八一
中村歯科クリニック	鳥取市戎町四五三
彦歯科医院	米子市東福原五六三一三
梶川薬局	八頭郡智頭町大字智頭一六六
医療法人社団キマチ外科・整形外科医院	西伯郡名和町大字富長七五五 十五

鳥取県告示第六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林の所在場所
- 二 指定の目的
- 三 風害の防備

鳥取市伏野字砂濱二二五八の一一（次の図に示す部分に限る。）

- 一 解除に係る保安林の所在場所
- 二 保安林として指定された目的
- 三 風害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

- (2) 定める標準伐期輪以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第六百七十六号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

氣高郡鹿野町大字河内字谷奥三八七六から三八七九まで、三八八一、青谷町大字青谷字龍坂六二六、六二九、六二九の一、六三一の一、六三一の二、字赤尾坂五一五七

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採ができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

西伯郡会見町朝金字トノ田一〇三の一、一二六の一、字上山一三三、一三三の一、一三四の一、一三四の二、一三五の二、市山字家ノ上二〇五、字屋敷通り一一一の一、一二三三

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3 指定施業要件

(1) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡会見町朝金字トノ田一〇三の一、一二六の一、字上山一三三、一三三の一、一三四の一、一三四の二、一三五の二、市山字家ノ上二〇五、字屋敷通り一一一の一、一二三三

(2) 土砂の崩壊の防備

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 二 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡東伯町大字八橋字蛇坂谷三四七一の一、字大谷上ミ坂三四七四の一三、赤崎町大字中村字本谷東平中五四四、泊村大字園字コツテイ出シ一二三九の二、字下河井一二四〇の一、一二四一の一、一二四二、字入道谷一三五八
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採ができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字屋敷通り二一の二

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

二 事業の種類

智頭線鉄道建設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字中原字刈屋ノ上エ、字段、字天狗谷、字岩出、字古田道、字川、字岡田、字岡迎、字上山木、字山木中通、字山本下モ上エ及び字山本ノ下モ、大字西谷字岡、大字尾見字小谷坂、字小谷下段、字淵ノ上、字古鼠家廻り、字古鼠、字塚ノ元、字小古鼠、字ハコウジ及び字羽香地、大字大内字牛房造、字横根谷上平、字横根下平、字大ノ田、字上大内、字日位上、字室屋、字金光寺、字タレザコ、字四歩一、字寺皆地、字酒屋土居、字岡ノ下タ、字アケサ、字小又、字香田、字栗田、字河井上江、字河谷及び字川井、大字毛谷字川ノ谷、字上ミ河原往来ノ内、字坂清水、字清水ヶ谷、字下河原、字田尻及び字西山谷、大字篠坂字乳尾口、字乳尾、字井手口、字老反田、字古川筋、字宮ノ前上ミ、字宮ノ前下モ、字向水無シロ、字水ナシ、字長造及び字外田下モ、大字南方字堀谷、字岸、字大寺道東、字大寺、字岡山口、字スガタ、字荒木、字宮ノ下、字土門、字奈留、字靈水寺、字法華堂上、字法華堂、字船山前田、字白木谷、字白毛谷口、字船山、字白毛谷及び字小屋谷、大字山根字寺谷前、字フチ屋、字竹ヶハナ、字中河原、字細田向、字天神免、字寺谷口井手上、字長ヶ谷向、字西中間田、字大飛所、字下モ田井手西及び字下モ田並びに大字智頭字天神免以後、字山崎向河原、字大地戸河原ノ二、字大地戸河原ノ一、字清右衛門田及び字枕田

四 立ち入ろうとする期間

平成2年8月二十日から平成五年八月十九日まで

一起業者の名称
日本鉄道建設公團

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年四月二十七日 鳥取県指令受米土維第九百四十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字北浜新田ノ一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤泰治

鳥取県告示第六百七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年八月七日

鳥取県告示第六百八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

一 開発許可の年月日及び番号
平成二年五月二十八日 鳥取県指令受米土維第八十八号
二 開発区域に含まれる地域の名称

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成2年8月7日 火曜日

鳥 取 県 公 告 報

- 三 西伯郡淀江町大字小波字下井手領
開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市二本木五八三一
株式会社地産
- 四 代表取締役 入江修巳

鳥取県告示第六百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年八月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 三・四・八号宮下十六本松線
- 二 施行者の名称
鳥取県

- 1 収用の部分 昭和六十三年十月鳥取県告示第九百四十三号の事業地のうち鳥取市天神町地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年八月七日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ちょんまげ一家	
空中ブランコ		株式会社ソフライア

もちあげ隊P-15

空中ブランコ

株式会社ソフライア

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条
第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱
歴等を次のとおり告示する。

平成二年八月七日

鳥取県地方労働委員会長 下田三子夫

氏名	生年月日	住所	職業	電話番号	経験及び閱歴	委嘱年月日
下田三子夫	明治・四・三	鳥取市西町四丁目一	弁護士 税理士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	(0854)31-3366	広島地方裁判所三次支都検事	平一・三・七
岩井登志雄	大正・一・三	鳥取市岩倉四六一	鳥取県地方労働委員会委員	(0854)31-3366	鳥取県企業局次長	平一・三・七
高橋務	大正・三・二	米子市蓮笑町二丁目一	公認会計士 税理士 不動産鑑定士	(0854)31-3366	自宅 (0854)31-3366	平一・三・七
森田吉次郎	大正・八・三	鳥取市元大工町四	鳥取県地方労働委員会委員	(0854)31-3366	自宅 (0854)31-3366	平一・三・七
田村康明	昭和一・六	米子市上福原一四五九	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長) 代理	(0854)31-3366	鳥取県代表監査委員	平一・三・七
勝部可盛	昭和二・三	鳥取市卯垣四丁目二二 九	鳥取県地方労働委員会委員	(0854)31-3366	事務所 自宅 (0854)31-3366	平一・三・七
昭和一・六	鳥取市卯垣四丁目二二 九	鳥取市卯垣四丁目二二 九	弁護士	(0854)31-3366	事務所 自宅 (0854)31-3366	平一・三・七

直野喜光	昭九・一三	二 米子市加茂町一丁目二	弁護士		自宅 (05) 3-1-734			
山田修平	昭十・七・三〇	東伯郡東郷町大字松崎	鳥取女子短期大学教授		短期大学 (05) 3-1-611 自宅 (05) 3-1-305	鳥取女子短期大学助教授		平一・三・七
中森義人	大正・八・二	米子市浦津二五三						
神波尚典	昭三・三・六	東伯郡東郷町大字長和 田五九八一三		自宅 (05) 3-1-305	私鉄中國地方労働組合日ノ丸自動車支部特別執行委員	評議会議長	平一・三・七	平一・三・七
岡田明	昭十・三・九	岩美郡岩美町大字恩志 一六四一	鳥取県地方労働委員会委員	自宅 (05) 3-1-305	日ノ丸西濃運輸労働組合執行委員	評議会議長	平一・三・七	平一・三・七
後藤健夫	昭三・五・元	米子市尾高一六七五		市役所 (05) 3-1-732 自宅 (05) 3-1-733	鳥取県労働組合總評議会西部地区	評議会議長	平一・三・七	平一・三・七
山田篤	昭十四・一・六	鳥取市浜坂五丁目四一		鳥取県高等学校教職員組合執行委員	長ノ丸西濃運輸労働組合執行委員	評議会議長	平一・三・七	平一・三・七
竹中安明	昭十四・九・四	鳥取市湯所町一丁目四 ○六	日本労働組合總連合会鳥取県連合 員長	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合總評議会東部地区	評議会議長	平一・三・七	平一・三・七
田中通雄	昭一元・一・三	米子市榎原一四三七	日本労働組合總連合会鳥取県連合 員長	鳥取県高等学校教職員組合執行委員	米子市職員労働組合執行委員長	評議会議長	平一・三・七	平一・三・七
大木戸武敏	昭三・四・六	鳥取市立川町六丁目五 三四	全水道山陰地区本部米子支部執行 委員長	組合(中電) (05) 3-1-732 自宅 (05) 3-1-733 市水道局 (05) 3-1-734	鳥取県労働總同盟會長	員長	平一・三・七	平一・三・七
由谷武之	大六・七・三	倉吉市余戸谷町一九九 一一	日本労働組合總連合会鳥取県連合 会会长	組合(三洋) (05) 3-1-730 自宅 (05) 3-1-731	全水道山陰地区本部米子支部書記	委員長	平一・三・七	平一・三・七
油木桓志	大二・一・五	米子市東町一三	ヒシクラ商事株式会社取締役 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県中立組合連絡協議會議長 委員長	鳥取三洋電機労働組合副中央執行 委員長	ヒシクラ醤油株式会社取締役	米子信用金庫常務理事	米子信用金庫常務理事

田中和夫	大二・九・〇	八頭郡用瀬町大字安藏	鳥取県経営者協議会会長 鳥取県社会福祉協議会会長 鳥取県信用金庫協議会会長 鳥取県地方労働委員会委員長 鳥取県機工株式会社西部支部副支部長	(会社)三七一六三一 (自宅)三七一三五五 (会社)元一〇三一 (自宅)元一三五五 (会社)三一三五五	協議会 自宅 会社 自宅 会社	鳥取信用金庫理事長	平一・三・七
小林繁	大二・七・四	米子市皆生一六六一	鳥取県機工株式会社西部支部副支部長 鳥取県地方労働委員会委員長 鳥取県機工株式会社西部支部副支部長	(会社)三七一三五五 (自宅)元一三五五 (会社)三一三五五	会議所 自宅 会社	株式会社米子鉄工所取締役	平一・三・七
山住省二	昭二・一・〇	八頭郡用瀬町大字用瀬	鳥取商工会議所専務理事 鳥取県地方労働委員会委員長 鳥取商工会議所専務理事	(会社)三一三五五 (自宅)元一三五五 (会社)三一三五五	会議所 自宅 会社	鳥取県国民体育大会事務局長	平一・三・七
高田勝之助	昭四・一・三	鳥取市桜谷六〇三	鳥取商工会議所専務理事 鳥取県経営者協議会会長 鳥取県社会福祉協議会会長	(会社)三一三五五 (自宅)元一三五五 (会社)三一三五五	会議所 自宅 会社	日本放送協会鳥取放送局副局長	平一・三・七
村上博太	昭四・六・六	米子市上後藤三三八一	米子商工会議所専務理事 永瀬石油株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員長	(会社)三一三五五 (自宅)元一三五五 (会社)三一三五五	会議所 自宅 会社	米子商工会議所理事兼事務局長	平一・三・七
永瀬正治	昭一〇・六・一〇	米子市宗像四五一一九	米子商工会議所専務理事 永瀬石油株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員長	(会社)三一三五五 (自宅)元一三五五 (会社)三一三五五	会議所 自宅 会社	株式会社永瀬石油店専務取締役	平一・三・七
児嶋祥悟	昭六・四・九	鳥取市美萩野一丁目一	鳥取瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会事務局長	(会社)三一三五五 (自宅)元一三五五 (会社)三一三五五	会議所 自宅 会社	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	平一・三・七
藤井俊彦	昭六・七・七	鳥取市浜坂五丁目四一	鳥取瓦斯株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会事務局長	(会社)三一三五五 (自宅)元一三五五 (会社)三一三五五	会議所 自宅 会社	鳥取県立厚生病院事務長	平一・三・七
村上脩司	昭二・一・七	鳥取市湖山町北三丁目	鳥取県地方労働委員会事務局次長 鳥取県企画部交通・土地対策課長	(会社)三一三五五 (自宅)元一三五五 (会社)三一三五五	会議所 自宅 会社	鳥取県企画部交通・土地対策課長	平一・三・七

公 告

鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）
第5条の3第1項の規定により獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を
次とのおり開催する。

平成2年8月7日

鳥取県公安委員会委員長 廣吉卓藏

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により獣銃又は空気銃の所持許可を受
けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて獣銃又は空氣
銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	平成2年9月19日 午前10時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下1階第8会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管 内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の
用途に供するため獣銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

- ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獣銃又は空
氣銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな獣銃
又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して
3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

経験者講習	平成2年9月4日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糸町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口 及び黒板の各警察 署の管内に居住す る者
	平成2年9月11日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八 橋の各警察署の管 内に居住する者
	平成2年9月26日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎5階 第21会議室	岩美、鳥取、郡家 及び智頭の各警察 署の管内に居住す る者

11 平成 2 年 8 月 7 日曜日

報公懸取戻

- (1) 講習時間
ア 初心者講習 4 時間
イ 経験者講習 2 時間30分
- (2) 講習課目
ア 猶銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猶銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 5 考査
初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考查を1時間行う。
- 6 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 7 講習受講手数料及びその納付方法
(1) 講習受講手数料
ア 初心者講習 3,000円
イ 経験者講習 1,500円
- (2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
- 8 携行品
筆記用具(ノート、ボールペン、万年筆)